

平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 27 年 6 月 24 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 10 時 15 分

議事日程

開会 平成27年 6 月24日 (水) 9 時00分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 4 号 物品売買契約の締結について

日程第 6 議案第 5 号 平成27年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)

日程第 7 議案第 6 号 平成27年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 1 回)

日程第 8 議案第 7 号 平成27年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別

会計補正予算 (第 1 回)

日程第 9 議案第 8 号 平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算 (第 1 回)

日程第 10 議案第 9 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算 (第
1 回)

日程第 11 議案第 10 号 平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 1 回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	小	田	達	雄
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	末	若	憲	二
7 番	長	嶺	吉	家
8 番	田	中	敏	雄

欠席議員 なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	齊	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 9 時 00 分

開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席ください。

議員の皆様には、平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、5 番西村良子君、6 番末若憲二君、を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 11 議案第 10 号

○議長 日程第 2、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）から日程第 11、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 10 件について委員長の報告を求めま

す。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（長嶺吉家） おはようございます。それでは、先日 6 月 17 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 10 号までの 10 件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

先ず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）の、審議に入りました。

ふるさと納税の申告特例に関連して、ワンストップ特例の仕組みと阿武町のふるさと納税の現状について質疑があり、ふるさと納税特例の変更要点は 2 つあり、1 つは個人住民税の 10 パーセントだった控除上限が 20 パーセントに拡充されたこと、2 つ目は確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄付先が 5 自治体以内であれば、確定申告が不要になったことの説明がありました。併せて、ワンストップ特例が適用される場合の仕組みについても事例を交えて説明がありました。また、阿武町へのふるさと納税に対するお礼の品については、あぶクリエイションでお礼の商品開発をしており、商品カタログを作成し、7 月からインターネットを通してスタートする予定であるとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して審議に入りました。

特に質疑もなく、いずれも原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 4 号、物品売買契約の締結について、審議に入りました。

質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）の審議に

入りました。

6 款、農林水産業費では、農業支援員応募の状況について質問があり、1 名の応募があつて 6 月 10 日に面接を予定していたが、応募者の都合により保留となっている。引き続き、ネットや都会での農林フェア等に出かけるなど募集に努めている。また、地域おこし協力隊員の動向と活動状況について質問があり、1 名が活動の任期を終えて辞められたことと、もう 1 名の現在の活動状況について説明がありました。

8 款、土木費では、美咲分譲地の広告の内容、分譲の現状と今後の考え方について質疑があり、広告は A 4 版で、表に区画と学校までの距離や時間、裏面に各奨励金制度を載せてアピールをし、新聞折り込みを萩阿武地域に出す。現在、9 区画のうち 2 区画が売れ、残り 7 区画についても問合せは数件あるが、購入までには至っていない。広告で宣伝しながら売っていくとの答弁がありました。

10 款、教育費の宇田ふれあいグラウンド用乗用芝刈り機について、他の施設に購入した芝刈り機と同じものか、との質疑があり、グリーンパークあぶと同型の芝刈り機を購入する。アメリカ製のため、円安の影響を受けて当初の見積より価格が上がり、日本製を検討したが、部品などの互換性を考えてこれまでと同じメーカーにしたとの答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 7 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 8 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）は、特に質疑もなく、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。

木与地区浄化センター脱水機は、施設が出来てから最初の修理か、との質疑があり、供用開始は平成 12 年 4 月からで、これまで交換や大きな修理はしていない。軽微な修理はしているが、機械が動かなくなったのは初めてであり、オーバーホールして部品の交換と調整などして直す、との答弁がありました。

他に質疑がなく、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 10 号までの 10 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終了します。

○議長 続いて、討論に入ります。

討論は、議案第 1 号から議案第 10 号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。採決は、1 議案ごとに行います。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第 4 号、物品売買契約の締結について、をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、平成 27 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)をお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

ここで、全員協議会のため暫時休憩とします。直ちに資料を持って、委員会室の方へご移動を願います。

休 憩 9 時 13 分

(この間、全員協議会)

再 開 10 時 14 分

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、6 月 17 日から本日までの 8 日間の全日程を終了しました。

これにて、平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 10 時 15 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 西 村 良 子

阿武町議会議員 末 若 憲 二